

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 主な改正内容

(1) 第 1 条関係

改正箇所	改 正 内 容																																									
別表第一	給料表の改定 別表第一【幼稚園教育職員給料表】																																									
期末手当 (第 27 条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th><th colspan="2">定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr> <tr> <th>6 月</th><th>12 月</th><th>6 月</th><th>12 月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td><td>1. 20 月</td><td>1. 20 月</td><td>0. 675 月</td><td>0. 675 月</td></tr> <tr> <td>管理職員</td><td>1. 025 月</td><td>1. 025 月</td><td>0. 5875 月</td><td>0. 5875 月</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正後</th><th colspan="2">定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr> <tr> <th>6 月</th><th>12 月</th><th>6 月</th><th>12 月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td><td>1. 20 月 (改正なし)</td><td><u>1. 30 月</u> (+0. 10 月)</td><td>0. 675 月 (改正なし)</td><td><u>0. 725 月</u> (+0. 05 月)</td></tr> <tr> <td>管理職員</td><td>1. 025 月 (改正なし)</td><td><u>1. 125 月</u> (+0. 10 月)</td><td>0. 5875 月 (改正なし)</td><td><u>0. 6375 月</u> (+0. 05 月)</td></tr> </tbody> </table> ※ () 内は、現行との増減				現行	定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6 月	12 月	6 月	12 月	管理職員 以外の職員	1. 20 月	1. 20 月	0. 675 月	0. 675 月	管理職員	1. 025 月	1. 025 月	0. 5875 月	0. 5875 月	改正後	定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6 月	12 月	6 月	12 月	管理職員 以外の職員	1. 20 月 (改正なし)	<u>1. 30 月</u> (+0. 10 月)	0. 675 月 (改正なし)	<u>0. 725 月</u> (+0. 05 月)	管理職員	1. 025 月 (改正なし)	<u>1. 125 月</u> (+0. 10 月)	0. 5875 月 (改正なし)	<u>0. 6375 月</u> (+0. 05 月)
現行	定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6 月	12 月	6 月	12 月																																						
管理職員 以外の職員	1. 20 月	1. 20 月	0. 675 月	0. 675 月																																						
管理職員	1. 025 月	1. 025 月	0. 5875 月	0. 5875 月																																						
改正後	定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6 月	12 月	6 月	12 月																																						
管理職員 以外の職員	1. 20 月 (改正なし)	<u>1. 30 月</u> (+0. 10 月)	0. 675 月 (改正なし)	<u>0. 725 月</u> (+0. 05 月)																																						
管理職員	1. 025 月 (改正なし)	<u>1. 125 月</u> (+0. 10 月)	0. 5875 月 (改正なし)	<u>0. 6375 月</u> (+0. 05 月)																																						
勤勉手当 (第 30 条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th><th colspan="2">定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr> <tr> <th>6 月</th><th>12 月</th><th>6 月</th><th>12 月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td><td>1. 125 月</td><td>1. 125 月</td><td>0. 55 月</td><td>0. 55 月</td></tr> <tr> <td>管理職員</td><td>1. 30 月</td><td>1. 30 月</td><td>0. 6375 月</td><td>0. 6375 月</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正後</th><th colspan="2">定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr> <tr> <th>6 月</th><th>12 月</th><th>6 月</th><th>12 月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td><td>1. 125 月 (改正なし)</td><td><u>1. 225 月</u> (+0. 10 月)</td><td>0. 55 月 (改正なし)</td><td><u>0. 60 月</u> (+0. 05 月)</td></tr> <tr> <td>管理職員</td><td>1. 30 月 (改正なし)</td><td><u>1. 40 月</u> (+0. 10 月)</td><td>0. 6375 月 (改正なし)</td><td><u>0. 6875 月</u> (+0. 05 月)</td></tr> </tbody> </table> ※ () 内は、現行との増減				現行	定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6 月	12 月	6 月	12 月	管理職員 以外の職員	1. 125 月	1. 125 月	0. 55 月	0. 55 月	管理職員	1. 30 月	1. 30 月	0. 6375 月	0. 6375 月	改正後	定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6 月	12 月	6 月	12 月	管理職員 以外の職員	1. 125 月 (改正なし)	<u>1. 225 月</u> (+0. 10 月)	0. 55 月 (改正なし)	<u>0. 60 月</u> (+0. 05 月)	管理職員	1. 30 月 (改正なし)	<u>1. 40 月</u> (+0. 10 月)	0. 6375 月 (改正なし)	<u>0. 6875 月</u> (+0. 05 月)
現行	定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6 月	12 月	6 月	12 月																																						
管理職員 以外の職員	1. 125 月	1. 125 月	0. 55 月	0. 55 月																																						
管理職員	1. 30 月	1. 30 月	0. 6375 月	0. 6375 月																																						
改正後	定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前三任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6 月	12 月	6 月	12 月																																						
管理職員 以外の職員	1. 125 月 (改正なし)	<u>1. 225 月</u> (+0. 10 月)	0. 55 月 (改正なし)	<u>0. 60 月</u> (+0. 05 月)																																						
管理職員	1. 30 月 (改正なし)	<u>1. 40 月</u> (+0. 10 月)	0. 6375 月 (改正なし)	<u>0. 6875 月</u> (+0. 05 月)																																						

(2) 第2条関係

改正箇所	改正内容			
扶養手当 (第11条)	扶養手当について下記のとおり定める。			
		現行	令和7年度	令和8年度
	配偶者等	6,000 円	<u>4,000 円</u> <u>(-2,000 円)</u>	<u>2,000 円</u> <u>(-2,000 円)</u>
	子	9,000 円	<u>9,500 円</u> <u>(+500 円)</u>	<u>10,000 円</u> <u>(+500 円)</u>
	※令和9年度までに段階的に実施する。 ※（ ）内は、前年度との増減			
期末手当 (第27条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。			
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員
		6 月	12 月	6 月
	管理職員 以外の職員	<u>1.25 月</u> <u>(+0.05 月)</u>	<u>1.25 月</u> <u>(-0.05 月)</u>	<u>0.70 月</u> <u>(+0.025 月)</u>
	管理職員	<u>1.075 月</u> <u>(+0.05 月)</u>	<u>1.075 月</u> <u>(-0.05 月)</u>	<u>0.6125 月</u> <u>(+0.025 月)</u>
勤勉手当 (第30条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。			
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員
		6 月	12 月	6 月
	管理職員 以外の職員	<u>1.175 月</u> <u>(+0.05 月)</u>	<u>1.175 月</u> <u>(-0.05 月)</u>	<u>0.575 月</u> <u>(+0.025 月)</u>
	管理職員	<u>1.35 月</u> <u>(+0.05 月)</u>	<u>1.35 月</u> <u>(-0.05 月)</u>	<u>0.6625 月</u> <u>(+0.025 月)</u>
	※（ ）内は、(1)第1条改正後との増減			

2 施行期日等

- (1) 施行期日 公布の日。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日
- (2) 適用日 第1条の給料表（別表第一）の改正は令和6年4月1日に遡及して適用